

JIS

化学防護服

JIS T 8115 : 2015

(JSAA/JSA)

平成 27 年 10 月 26 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|----------------------------------|
| (委員長) | 神 山 宣 彦 | 東洋大学 |
| (委員) | 小 野 真理子 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 |
| | 釘 宮 悦 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
| | 利 岡 和 範 | 日本安全靴工業会 |
| | 根 岸 公一郎 | 株式会社千代田テクノル |
| | 野 原 由樹子 | 日本防護服研究会 |
| | 松 村 不二夫 | 公益社団法人日本保安用品協会 |
| | 由 野 友 規 | 建設業労働災害防止協会 |

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：昭和 54.3.1 改正：平成 27.10.26

官 報 公 示：平成 27.10.26

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 神山 宣彦)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課及び同部化学物質対策課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 2 |
| 3 用語及び定義 | 3 |
| 4 化学防護服の種類及び試験項目 | 5 |
| 4.1 一般 | 5 |
| 4.2 気密服 (タイプ 1) | 6 |
| 4.3 陽圧服 (タイプ 2) | 6 |
| 4.4 液体防護用密閉服 (タイプ 3) | 6 |
| 4.5 スプレー防護用密閉服 (タイプ 4) | 7 |
| 4.6 浮遊固体粉じん防護用密閉服 (タイプ 5) | 7 |
| 4.7 ミスト防護用密閉服 (タイプ 6) | 7 |
| 4.8 部分化学防護服 (タイプ PB) | 7 |
| 5 化学防護服完成品の性能要求事項 | 8 |
| 5.1 一般 | 8 |
| 5.2 温湿度による前処理 | 8 |
| 5.3 着用による前処理 | 9 |
| 5.4 気密性 (leak tightness) | 9 |
| 5.5 漏れ率 (inward leakage) | 9 |
| 5.6 耐液体浸透性 (ジェット試験) | 9 |
| 5.7 耐液体浸透性 (スプレー試験 B 法) | 9 |
| 5.8 耐浮遊固体粉じん浸透性 | 9 |
| 5.9 耐ミスト浸透性 (スプレー試験 A 法) | 9 |
| 5.10 実用性能 | 9 |
| 5.11 面体 | 10 |
| 5.12 自給式呼吸器と同時に使用するエアラインに接続するパススルー | 10 |
| 5.13 空気供給システム | 10 |
| 5.14 呼吸用ホース及び換気用ホース | 11 |
| 5.15 空気流量 | 12 |
| 5.16 排気装置 | 13 |
| 5.17 化学防護服内圧力 | 13 |
| 5.18 吸入空気 | 13 |
| 6 化学防護服材料の性能要求事項 | 13 |
| 6.1 一般 | 13 |
| 6.2 洗濯による前処理 | 14 |
| 6.3 試料調整 | 14 |

| | | |
|------|--|----|
| 6.4 | 試験温湿度 | 14 |
| 6.5 | 耐透過性 | 14 |
| 6.6 | 液体浸透圧力 | 15 |
| 6.7 | 耐微粒子浸透性 | 16 |
| 6.8 | 耐液体浸透性 | 16 |
| 6.9 | 液体反発性 | 16 |
| 6.10 | 引張強さ | 17 |
| 6.11 | 引裂強さ | 17 |
| 6.12 | 突刺強さ | 18 |
| 6.13 | 破裂強さ | 18 |
| 6.14 | 摩耗強さ | 19 |
| 6.15 | 屈曲強さ | 20 |
| 7 | 化学防護服の縫合部及び一体形部材の性能要求事項 | 21 |
| 7.1 | 一般 | 21 |
| 7.2 | 洗濯による前処理 | 21 |
| 7.3 | 試料調整 | 21 |
| 7.4 | 試験温湿度 | 21 |
| 7.5 | 縫合部 | 21 |
| 7.6 | 服一体形バイザー (integral visors) | 22 |
| 7.7 | 服一体形手袋 (integral gloves) | 23 |
| 7.8 | 服一体形フットウェア (integral footwear) | 23 |
| 7.9 | 服一体形手袋及びフットウェアの接合部強さ | 24 |
| 8 | 表示 | 24 |
| 9 | 取扱説明書 | 24 |
| 10 | 製品技術情報 | 26 |
| 10.1 | 一般製品情報 | 26 |
| 10.2 | 化学物質に対する試験情報 | 26 |
| 10.3 | その他の試験情報 | 26 |
| | 附属書 A (規定) 実用性能試験 | 28 |
| | 附属書 B (規定) パススルー強さ及び接合部強さ試験 | 30 |
| | 附属書 C (規定) 化学防護服の内部圧力試験 | 31 |
| | 附属書 D (規定) 排気装置からの漏れ試験 | 33 |
| | 附属書 E (参考) 化学防護服材料の耐透過性報告のための、累積透過時間の考え方 | 34 |
| | 附属書 F (規定) 研磨布紙の仕様 | 36 |
| | 附属書 G (規定) 材料試験片漏れ試験 | 37 |
| | 附属書 JA (規定) 屈曲強さ試験 | 39 |
| | 参考文献 | 41 |
| | 附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表 | 42 |
| | 解説 | 50 |

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS T 8115:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

化学防護服

Protective clothing for protection against chemicals

序文

この規格は、2007年に第1版として発行されたISO 16602及びAmendment 1(2012)を基とし、使用上の利便性を考慮するため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補(Amendment)については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。また、附属書JAは対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、酸、アルカリ、有機薬品、その他の気体及び液体並びに粒子状の化学物質(以下、化学物質という。)を取り扱う作業に従事するときに着用し、化学物質の透過及び/又は浸透の防止を目的として使用する防護服(以下、化学防護服という。)について規定する。

- a) この規格の対象となる化学防護服には、全身カプセル形防護服、液体又はスプレー防護用密閉服、統服、ジャケット、ズボン、エプロン、スモック、フード、スリーブ、フットウエアカバーなどがある。
- b) この規格で規定する浮遊固体粉じん防護用密閉服(タイプ5化学防護服)の性能要求事項は、JIS T 8124-1による。ただし、他の形態、例えば、こすりつけ又は屈曲によって固体粉じんが服内に浸透することを防止する目的の固体粉じん防護用密閉服には適用しない。
- c) この規格は、化学防護服と一体になっている場合(取外し可能を含む。)を除き、手袋、フットウエア、目・顔面防護具及び呼吸用保護具には適用しない。
- d) この規格は、生物学的又は熱的危険有害性(高温又は低温)、電離放射線若しくは放射性物質による汚染に対する防護服には適用しない。また、化学物質に起因する緊急危険時に使用する特殊な服についても適用しない。

注記1 化学物質に起因する緊急危険時に使用する化学防護服の規格には、EN 943-2、NFPA 1991、NFPA 1992などがある。

- e) この規格は、化学防護服の種類、試験、性能及び表示についての最小限の要求事項を規定する。すなわち、対象製品の使用者の支援のため、試験方法、危険有害性及びリスク評価を行うための指針及び一定の用途に対しての性能を示すもので、全ての状況に対応することが、この規格の目的ではない。

注記2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 16602:2007, Protective clothing for protection against chemicals—Classification, labelling and performance requirements 及び Amendment 1:2012 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。